

新城市 における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

法人後見の市民後見人として活躍

認定NPO法人東三河後見センターが実施する法人後見（法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う）事業について、法人職員の協力を得ながら成年被後見人等への権利擁護支援活動を行います。

【主な内容】

成年後見制度に位置づけられている、「身上保護」、「財産管理」、「意思決定支援」について、各担当者の市民目線を重視しながら、身近な地域での支援活動をお願いしています。そのため、毎月4回（火曜日3回、土曜日1回 9時30分～）実施している、「ミーティング」に最低1回は参加し、活動内容の様子、困りごとを報告・共有していただいています。

詳細は東三河後見センターホームページ・ブログ「東三河後見センター瓦版」(<http://higashimikawakouken.or.jp>)をご覧ください。

【対象者】

認定NPO法人東三河後見センターが2011（平成23）年より実施している市民後見人養成講座、その他、他自治体等との協働開催をした市民後見人養成講座、職能団体が実施している成年後見人等人材養成講座を修了された市民で、当法人の名簿に登録する意思を示したうえで、当法人の理事面接により登録された後、当法人と成年後見等の事務担当者としての合意書を交わし、事務担当者となる任命書の交付を受けた方。

詳細は『NPO法人東三河後見センターの「市民後見人」』(<http://higashimikawakouken.or.jp/shimin/>)をご覧ください。

【報酬等】

（東三河後見センターの市民後見人として活躍）

6,000円×任命（被後見人等）人数/月 後見等交通費は所定の手続きによる

【その他条件】

特にありません。（東三河後見センターへの問い合わせ0533 - 80 - 2707）

問合せ先

新城市高齢者支援課長寿福祉係

TEL：0536-23-7688 FAX：0536-23-7699

メールアドレス：korei@city.shinshiro.lg.jp